

23広支交 第5号
2024年 2月19日

日本郵便株式会社 広島郵便局
局長 金築 昭生 殿

郵政産業労働者ユニオン広島支部
支部長 増田正文 印

2024年春季生活闘争の要求

昨年に引き続き、光熱費や食料品、生活必需品が相次ぎ値上げされ、日々の生活はより一層厳しい状況となっています。そのような厳しい状況下において郵政労働者の生活と健康を守るため、社員の賃金、待遇、休暇等について以下の要求を提出しますので、3月13日までに誠意ある回答をお願いします。

記

<賃金について>

- 1、月給制契約社員の基本月額を一律31,000円以上引き上げること。
- 2、時給制契約社員の時給を200円以上引き上げること。
- 3、時給制契約社員の時給を1,500円以上とすること。
- 4、時給制契約社員の基本賃金について、基本給の下限額を200円引き上げること。
- 5、シニアスタッフ社員の基本給を月額38,000円以上引き上げること。
- 6、正社員の基本給を月額30,000円以上引き上げること。
- 7、短時間勤務社員の基本給を月額30,000円以上引き上げること。
- 8、短時間社員の基本給を月額33,000円以上引き上げること。
- 9、一般職社員の基本給を大幅に改善し、地域基幹職1級と同等にすること。
- 10、正社員、一般職の定期昇給を完全実施すること

<各種手当の拡充について>

- 1 1、全社員の夏期・年末一時金を4. 5月とすること。
- 1 2、夏期・冬期休暇について、全社員に対しそれぞれ3日付与すること。
- 1 3、全社員に対し、扶養手当を支給すること。また、2020年に改定された配偶者に対する手当は見直し前の支給額に戻すこと。さらに、子供に対する手当を引き上げること。
- 1 4、全社員に対し、住居手当を支給すること。また、2018年の改定により支給対象外となった一般職社員については早急に支給対象者に戻すこと。なお、2019年度から実施している経過措置も中止し改正前に戻すこと。
- 1 5、全社員に対し、退職金制度を設けること。
- 1 6、非番日労働の割り増し手当は、全社員100分の135として支給すること。
- 1 7、有給の生理休暇を2日以上付与すること。
- 1 8、生理休暇の取得に対し、賞与・昇給についての減算など、ペナルティを科さないこと。
- 1 9、病気休暇について、全社員を有給扱いとすること。
- 2 0、全社員に対し、年末勤務手当を29日から大晦日まで一律1日5,000円支給すること。
- 2 1、自動車通勤をしている社員は、現在の通勤手当では満足にガソリンを入れることができていません。公共交通機関利用者と公平性を保つ上で、自動車（二輪車含む）通勤者の通勤手当にメンテナンス料金を通勤距離に応じて支給し、年1回の見直しを改め年複数回とすること。また、ガソリン価格が高騰した場合については迅速に通勤手当の増額など対策を講じること。

<社員への待遇改善について>

- 2 2、時給制契約社員のスキル評価について、ランク設定がB止まりとなっている社員には新たにAランクの項目を設けること。
- 2 3、全ての期間雇用社員について、アソシエイト社員転換後、2年で希望する社員は全員正社員へ登用すること。
- 2 4、アソシエイト社員からの一般職社員への登用や一般職からの地域基幹職、役職への昇格、昇給等について組合差別を行わないこと。

- 25、一般職から地域基幹職への転換について、要件を緩和すること。合わせて一般職、地域基幹職への登用者数を大幅に拡大すること。
- 26、正社員登用に当たってweb方式の試験を廃止し、公平・公正な選考方式に見直すこと。
- 27、全てのハラスメントに対し周知・点検を一層強化し、会社側の責務として根絶すること。
- 28、本人同意のない配転及び配置換えはしないこと。
- 29、健康診断について、全ての社員が勤務時間中に受診出来るよう対策を講じるとともに、勤務時間内に受診できない場合は、超過勤務手当と交通費を支給すること。
- 30、病気休暇取得に関して、診断書必須ではなく領収書の提出でも承認すること。
- 31、希望する全社員が社宅に入れるようにすること。
- 32、内務期間雇用社員も外務期間雇用社員と同様に、ユニホームを貸与すること。

<要員について>

- 33、輸送部では退職後の後補充が行われず、超勤で対応することがあります。年次有給休暇が取得しやすい体制の確立のため、必要な要員を確保すること。
- 34、広島郵便局内における、以下の社員数を明らかにすること。
 - (1) 社員総数を明らかにすること。
 - (2) 地域基幹職社員の人数を明らかにすること。
 - (3) 一般職社員の人数を明らかにすること。
 - (4) シニアスタッフ社員の人数を明らかにすること。
 - (5) 期間雇用社員（月給制・時給制）の人数を明らかにすること。
- 35、年次有給休暇の残日数を各部・雇用形態ごとに明らかにすること。

以上